



島根県報

平成30年10月23日（火）

第3,051号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林 (森 林 整 備 課) 2

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 (") 3

特別保護地区の指定 (") 3

特定猟具使用禁止区域の指定 (") 4

鳥獣保護区の設定の一部改正（3件） (") 7

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (水 産 課) 8

公布された条例等のあらまし

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第85号）

1 規則の概要

災害・経済変動等対応資金に係る融資機関を追加することとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第85号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表災害・経済変動等対応資金の項中「取扱漁協」を「農林中央金庫、取扱漁協、普通銀行、信用金庫」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示****島根県告示第675号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ581-1、イ581内2、イ583内1、イ583-3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市金城町波佐イ581-1・イ581内2・イ583内1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第676号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成30年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

弥栄キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 浜田市の一部 2 面積 8,246ヘクタール 3 存続期間 平成30年11月1日から平成33年10月31日まで
大和東キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 邑智郡美郷町の一部 2 面積 2,156ヘクタール 3 存続期間 平成30年11月1日から平成33年10月31日まで
ニホンジカ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 出雲市の一部 2 面積 6,980ヘクタール 3 存続期間 平成30年11月1日から平成32年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第677号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成30年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

清水特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 安来市の一部 2 面積 15ヘクタール 3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで 4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
----------	--

社日特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 安来市の一部 2 面積 8ヘクタール 3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで 4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
大満寺特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部 2 面積 86ヘクタール 3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで 4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
大波加島特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 隠岐郡知夫村の一部 2 面積 18ヘクタール 3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで 4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第678号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成30年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江橋南橋北特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 松江市の一部 2 面積 4,529ヘクタール 3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類
------------------	--

	銃
秋鹿特定猟具使用禁止区域	1 区域 松江市の一部 2 面積 97ヘクタール 3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
意宇川特定猟具使用禁止区域	1 区域 松江市の一部 2 面積 40ヘクタール 3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
伯太川下流特定猟具使用禁止区域	1 区域 安来市の一部 2 面積 68ヘクタール 3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
能義平野特定猟具使用禁止区域	1 区域 安来市の一部 2 面積 725ヘクタール 3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
木次第2特定猟具使用禁止区域	1 区域 雲南市の一部 2 面積 52ヘクタール 3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
日御碕特定猟具使用禁止区域	1 区域

	<p>出雲市の一部</p> <p>2 面積 2,230ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
敬川特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 江津市の一部</p> <p>2 面積 20ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
宇津川特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 益田市の一部</p> <p>2 面積 35ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
裏匹見峡特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 益田市の一部</p> <p>2 面積 33ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
朝倉特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 鹿足郡吉賀町の一部</p> <p>2 面積 83ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
高尻川特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 鹿足郡吉賀町の一部</p> <p>2 面積</p>

	<p>77ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
知夫特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 隠岐郡知夫村の一部</p> <p>2 面積 1,340ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
三代特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 雲南市の一部</p> <p>2 面積 153ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第679号

鳥獣保護区の設定（昭和53年島根県告示第888号）の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表清水鳥獣保護区の項及び社日鳥獣保護区の項中「平成20年11月1日」を「平成30年11月1日」に、「平成30年10月31日」を「平成40年10月31日」に改め、同表神西湖鳥獣保護区の項から大満寺鳥獣保護区の項までの規定中「平成20年11月1日」を「平成30年11月1日」に、「平成30年10月31日」を「平成40年10月31日」に改め、同表波加島鳥獣保護区の項中「波加島鳥獣保護区」を「大波加島鳥獣保護区」に、「平成20年11月1日」を「平成30年11月1日」に、「平成30年10月31日」を「平成40年10月31日」に改める。

島根県告示第680号

鳥獣保護区の設定（昭和63年島根県告示第944号）の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表若林鳥獣保護区の項中「平成20年11月1日」を「平成30年11月1日」に、「平成30年10月31日」を「平成40年10月31日」に改める。

日」に改める。

島根県告示第681号

鳥獣保護区の設定（平成10年島根県告示第833号）の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表中「平成20年11月1日」を「平成30年11月1日」に、「平成30年10月31日」を「平成40年10月31日」に改める。

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成30年10月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、海面漁業生産量で109,353トン（平成28年）、生産額で209億9,800万円（平成28年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。

また、主要漁業生産基地及び周辺地域における水産加工業も盛んであり、沿海地域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は安全で安心な食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第二分枝流が、沿岸域には第一分枝流が流れ、また、海底地形は県西部海域では大陸棚が大きく広がり、県東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、島根沖や山陰・若狭沖などの冷水域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

(3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理

型漁業を推進していくこととする。

- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- (9) 中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成29年1月から同年12月まで	37,000
2	まいわし	平成29年1月から同年12月まで	66,000
3	まさば及びごまさば	平成29年7月から平成30年6月まで	26,000
4	するめいか	平成29年4月から平成30年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成29年7月から平成30年6月まで	若干

- (2) 第一種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成30年1月から同年12月まで	40,000
2	まいわし	平成30年1月から同年12月まで	32,700
3	まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月まで	22,000
4	するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成30年7月から平成31年6月まで	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成29年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	35,000
2	まいわし	中型まき網漁業	65,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	25,300

注 まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについて、農林水産大臣により2の(1)の知事管理量に変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(1)の知事管理量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量(100未満の端数は、切り捨てる。)とする。

まあじ：94.5%、まいわし：98.8%、まさば及びごまさば：97.4%

- (2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成30年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明

示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	37,900
2	まいわし	中型まき網漁業	32,200
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	21,400

注 まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについて、農林水産大臣により2の(2)の知事管理量に変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(2)の知事管理量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量(100未満の端数は、切り捨てる。)とする。

まあじ：94.9%、まいわし：98.6%、まさば及びごまさば：97.3%

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源の種類ごとに以下のとおり実施する。

【まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば採捕量の報告を義務付ける。

また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。

(2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。